

お知らせ

多摩産材認証制度 利用事業者認定を取得しました。

8月31日、多摩産材認証協議会（吉岡拓如会長）様より、多摩産材認証制度の利用事業者としての認定をいただきました。

この認定制度は、森林関係団体、森林所有者、製材業者などで構成される多摩産材認証協議会が、多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材の産地を証明するもので「東京の木多摩産材認証制度実施要領」に基づき、令和4年4月に開始されました。

パネ協は多摩産材を使用した商品等を製造、販売する事業者として、審査委員会の審査を経てこのほど認定の運びとなりました。

なお、利用事業者は、多摩産材を使った商品について「とうきょうの木」愛称マークを商品に表示できることとされています。

パネ協では、これまで多摩産の杉材やヒノキ材を使用した内装パネル・造作材・壁装材手すり・NMウッド不燃木材等、多岐にわたる商品の製造販売実施を重ねております。

今後とも多摩産材を利用して快適な室内空間の提供と地域振興、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。



● 関連：『[地場産材で快適・健康・安全な室内空間を](#)』（カタラゴ）

